

## 議第47号

市道路線の認定について

道路法第8条第1項の規定により、次のとおり市道路線の認定をする。

### 市道路線認定調書

整理 番号	路線名	起	点	重要な 経過地	路線延長 メートル
		終	点		
①	谷田 229 号線	三島市谷田字五万坂 1157-2		—	52.00
		三島市谷田字五万坂 1159-292			
②	壺町田 28 号線	三島市壺町田 171-7		—	89.10
		三島市壺町田 166-1			
③	清住町 18 号線	三島市清住町 58-26		—	100.93
		三島市清住町 58-10			
④	清住町 19 号線	三島市清住町 58-32		—	40.45
		三島市清住町 58-10			
⑤	清住町 20 号線	三島市清住町 58-19		—	40.45
		三島市清住町 58-17			

平成24年6月12日提出

三島市長 豊岡 武士